

関係者 各位

標準図等活用発注方式の建設工事に競争参加される皆様へのお知らせ

平素より、当局発注の建設工事に、多大なご理解及びご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

当局が発注する標準図等活用発注方式の建設工事には、当該工事の施工に必要な設計図等の作成業務を含んでおります。

設計図等の作成業務を行う場合においては、受注者の責任を明確にしなければならないことから、一級建築士事務所登録を有する受注者と当局が書面により契約を行うよう建築士法において義務化されました。

つきましては、当局が発注する標準図等活用発注方式の建設工事については、入札参加条件に一級建築士事務所登録を求めていますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

問い合わせ先
九州調達部 調達部 調達計画課
TEL 092-483-8825